

2022年度東京都予算編成に対する重点要望

2021年12月23日
日本共産党東京都議会議員団

【1】都立病院・公社病院の独法化中止

- 1、都立病院、公社病院の地方独立行政法人化は中止し、抜本的に拡充すること。

【2】新型コロナウイルス感染拡大を防止し保健医療体制を守る

- 2、いつでもだれでも何度でも無料でPCR検査が受けられるようにすること。定期的スクリーニング検査の対象を、すべての医療機関、高齢・障害者施設等に広げるとともに、学校、保育園、幼稚園等も対象とすること。希望する事業所等でのスクリーニング検査への支援を行うこと。一人でも陽性者が出た際に、濃厚接触者に限らず広くPCR検査を行うこと。
- 3、東京都健康安全研究センターの検査体制の強化を行い、可能な限りすべての陽性検体のゲノム解析等の変異株検査ができるようにすること。
- 4、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について、国に供給増を強く求めることや、区市町村の接種会場や医療従事者確保を支援することなどにより、可能な限り前倒しすること。国産ワクチンの開発・研究への支援を強化すること。
- 5、新型コロナ感染症の収束を待たずに、保健所での感染症対応に必要な体制について検討し、可能なものから速やかに体制強化を行い、人員体制の強化、保健所の増設などを進めること。
- 6、新型コロナの診療と通常の医療との両立のために、新型コロナから回復した患者の転院を受け入れる医療機関や一般患者の医療に専念する医療機関なども含め、医療機関に対する財政支援を新たに行うこと。また、転院等が円滑にできるよう、連携等の体制を強化すること。
- 7、すべての医療従事者に対して特別手当を支給すること、あるいは東京都が補助を行っている医療従事者に対する特殊勤務手当の対象者を外来等も含めて大幅に拡充すること。
- 8、コロナ病床の確保とともに、その病床の稼働に必要な医師・看護師の稼働計画（他の病棟・病床を閉鎖して集中することも含む）を十分に把握し、必要な医師・看護師体制の確保対策

を進めること。

- 9、新型コロナ感染拡大に備え、都立病院と公社病院の医師・看護師をはじめ職員をただちに増員すること。
- 10、医師の養成・確保対策を拡充し、多摩・島しょ地域をはじめ、医師不足地域への支援を強化すること。看護師の大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。
- 11、新型コロナウイルス対応の、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給について、コロナ禍が続く期間はきちんと継続できるよう国に求めるとともに、フリーランスや事業主の方も対象にできるよう、保険者に対して財政支援を行うこと。
- 12、国民健康保険の子どもの均等割の軽減について、18歳まで全額免除とするよう国に求めるとともに、国が拡充するまでの間、都独自で軽減措置を実施すること。
- 13、来年度の国保料(税)について、法定外繰り入れを行わない場合の仮係数に基づく1人当たり金額の試算が今年度に比べ9.4%という大幅な増加になったことを踏まえ、一般財源を投入することを含めて、国保料(税)の負担軽減のためのあらゆる手立てを講じること。

【3】生活困窮者、住まいを失くした方に対する支援の抜本的強化

- 14、生活保護制度を必要な人が利用できるよう、各区市と連携を図り、生活保護の利用が権利であることの広報や周知を強め、捕捉率の向上に努めること。
- 15、住まいを失った方や失う可能性のある方に対して、支援団体や各市区と連携し、安定した居宅の確保ができるための支援をすること。
- 16、都として、積極的にアウトリーチを行い、食料支援など生活困窮者に必要な支援が届くようにすること。

【4】中小企業・小規模事業者など都内産業と雇用への支援の拡充

- 17、新型コロナウイルスの影響で厳しさを増している事業者の事業継続のため、給付金や家賃支援金の支給を行うこと。
- 18、感染拡大防止のために休業や時間短縮などを要請する場合は、自粛と補償はセットの立場

で、さらなる拡充をおこなうこと。

- 19、一時支援金等受給者向け緊急支援事業など、コロナの影響を受けた事業者への支援は、応募の実態に応じて予算の抜本的な拡充を行うこと。
- 20、コロナ禍で、中小企業のものづくりの事業、技術が失われることのないように、特別の手だてを講じること。
- 21、コロナ禍で、解雇・雇止めを行わないよう、都内の企業に働きかけること。都として非正規・女性・障害者等への雇用の継続に対する支援、就業支援を強めること。
- 22、都の相談体制を強化し、特に深刻な影響を受けている女性労働者をはじめとする非正規労働者の実態調査を行うこと。
- 23、観光事業の支援は利用者だけでなく、中小の旅行業者や宿泊事業者などへの直接的な支援も行うこと。
- 24、公衆浴場振興条例を制定し、利用機会の確保、事業の活性化と継承への支援を強化すること。
- 25、市場の老朽化対策を早急に進めるとともに、女性トイレの増設やバリアフリー化を進めること。
- 26、消費税率5%に引き下げ、経営困難な中小業者には消費税納税の免除を行うよう、国に求めること。
- 27、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う負担軽減のため、上下水道料金の基本料金の減免を行うこと。現在支払い猶予となっている個人・中小企業については基準をもうけ、減免すること。
- 28、公契約条例を制定すること。公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請け、業界に要請するとともに、都として実態を把握すること。
- 29、農地の保全、生産緑地の創出の支援を拡充すること。特定生産緑地地区の指定を促進し、買取も積極的に行うこと。農業施設用地や屋敷林などの宅地並み課税を見直すこと。都として農地の維持保全を支援するため、固定資産税を軽減すること。

【5】「居住の権利」保障の推進、住宅施策の拡充

- 30、住居確保給付金は、一年間の支給期間の制限をなくす、支給上限を引き上げるなど拡充することを国に求めるとともに、都として上乘せすること。
- 31、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。型別供給見直しをすること。若年者、障害者、単身者向けなど募集戸数を思い切って増やすこと。UR住宅や公社一般賃貸住宅をはじめ、借り上げ都営住宅制度を実施すること。
- 32、都として、若者や子育て世帯、高齢者等の低所得の賃借人に対して直接助成して、家賃負担を軽減する家賃補助制度を創設すること。低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備、提供すること。
- 33、SDGsのアジェンダ2030及びハビタットⅢの合意に基づき、全ての都民に適切な環境と広さがあり、安価な住宅に住むことができる権利を保障すること。この立場を都の住宅基本条例、マスタープランに明記すること。住宅政策本部を住宅局に格上げし、住宅建設事務所の拡充・増員を進めること。

【6】子育て支援の充実

- 34、18歳までの医療費無料化を都として実施すること。同時に中学生までの医療費の助成は、外来200円の負担と所得制限をなくすこと。
- 35、ひとり親を支援するため、児童育成手当を増額すること。また、食料品の支援を継続して実施すること。
- 36、子ども食堂への支援を拡充するとともに、補助率を10分の10に引き上げること。
- 37、児童相談所の児童福祉司と児童心理司の大幅増員と育成を急速かつ計画的に進めるとともに、児童相談所を増設すること。また、一時保護所を増設するとともに、職員を抜本的に増員し、子どもの人権を尊重した運営を行うこと。
- 38、子どもの貧困をなくすための総合的な対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
- 39、社会的養護を必要とする児童・若者の社会的自立が困難な状況を踏まえ、20歳までの措

置延長及び2歳までの支援継続（社会的養護自立援助事業）が標準的に行えるよう、環境整備を行うこと。

- 40、認可保育園の増設を中心にして、本当の意味で待機児童をゼロにできるようにすること。認可保育園に一年を通じていつでも入れるようにするには、定員に空きが必要なことから、定員割れしていても職員を安定的に配置できるよう、在籍児童数ではなく定員数に合わせて運営費が保障されるようにすること。
- 41、保育の質の向上とコロナ禍の負担軽減のため、認可保育園の職員配置基準、面積など施設設備基準の抜本的な向上を行うこと。
- 42、出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦検診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化を進めること。
- 43、虐待や事故などで幼い命が失われないよう、予防のための子どもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー）の制度構築を行うこと。

【7】高齢者の福祉・医療の拡充

- 44、高齢者をはじめとした難聴者で補装具費支給制度の対象とならない方への補聴器購入助成を個別の補助として実施、または包括補助のメニューにして拡充し、都内全区市町村が実施できるようにすること。
- 45、シルバーパスは、現在の2万510円パスの対象者に対し、所得に応じた中間の費用負担を新設すること。多摩都市モノレール、ゆりかもめ、都県境のバス路線等にもシルバーパスを適用すること。
- 46、75歳以上の医療費の窓口2割負担を中止するよう国に強く求めること。65歳以上の医療費助成を実施すること。
- 47、特別養護老人ホームや地域密着型サービスなどの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。
- 48、認知症高齢者グループホームの整備費補助を拡充すること。また家賃補助を実施すること。
- 49、後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。

- 50、介護保険の保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。
- 51、認知症疾患医療センターを増設し、アウトリーチチームや相談員の配置等への支援を拡充すること。

【8】障害者・難病患者等への支援の拡充

- 52、障害者、透析患者、妊婦などが新型コロナウイルスに感染した場合に、必要な配慮を受けながら入院や宿泊療養をできるよう万全の体制を整えること。
- 53、要介護や要支援の高齢者、障害者、子どもなどのケアをする方が新型コロナウイルスに感染した場合の本人の受け入れ先の確保が、都内ですべての地域で保障されるよう、都として責任をもって取り組むこと。
- 54、報酬改定の影響により大幅な減収になっている放課後等デイサービスについて、緊急に支援を行うこと。あわせて、事業が継続でき質が守られるよう、都独自に職員配置の加算を実施すること。
- 55、医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センターを、区部と多摩に設置し、相談支援、情報提供、人材育成等を推進すること。
- 56、障害福祉サービス事業所における生産活動は、コロナの影響により大幅な縮小を余儀なくされており、工賃の支払いに困難が生じているため、障害者の権利を守るために、工賃を個別に補償する制度を創設すること。
- 57、都庁や教育委員会において、知的障害者をはじめ、障害それぞれの特性に応じた仕事を積極的に創出し、採用試験においても障害の特性に合った配慮をさらに強め、計画をもって採用を促進すること。
- 58、盲ろう者の支援を行う通訳介助者への謝金を増額すること。
- 59、障害者の医療費助成の対象を、より軽度の障害者にも拡大すること。高齢者の新規申請を再開すること。
- 60、障害者福祉手当の対象に精神障害者、難病患者を加えること。高齢者の新規申請を再開す

ること。障害者福祉手当、重度障害者手当を増額すること。

- 6 1、グループホーム、通所施設や短期入所、入所施設等での人材確保、定着促進、配置の充実や、重度障害者を受け入れる施設での職員加配を進めるため、支援を拡充すること。

【9】ケアの質の向上と福祉労働者が働き続けるために

- 6 2、保育、学童保育、高齢者福祉、障害者福祉などに従事する福祉労働者の処遇改善・賃金引き上げのために、都として財政支援を行うこと。

【10】生きづらさや孤立に苦しむ人たちを支える

- 6 3、ヤングケアラー支援条例を制定するため、当事者や元ヤングケアラー、支援団体が参加する検討会を設置すること。また、当事者や元ヤングケアラーの声を直接聞くとともに、都内のヤングケアラーの実態調査を行うこと。

- 6 4、ヤングケアラーについて、自治体・教育・福祉・医療等のヤングケアラーの関係者がヤングケアラーについて深く認識できるよう、理解促進を図ること。当事者が相談してもいいんだと思えるよう、子どもにヤングケアラーの問題について知る機会を保障すること。

- 6 5、ひきこもりへの差別や偏見をなくし理解を広げるために積極的な広報を行うこと。

- 6 6、ひきこもり当事者の居場所への支援を行い、多様な居場所が確保されるようにすること。また、ひきこもり当事者団体、家族会への支援を行うこと。

【11】子ども・若者・学生への支援

- 6 7、「子どもの権利条約」と「東京都子ども基本条例」を生かし、子どもの意見を聞き都政に反映させること。子ども議会、若者議会を実施するとともに、審議会等に若者委員を登用するなど、子ども、若者の都政への参画を促進すること。

- 6 8、若者・学生・大学を専管する組織を設置し、総合的な施策の拡充・強化を進めること。

- 6 9、東京都立大学の授業料は値上げを行わず、学費値下げに踏み出すこと。授業料減免制度の現行水準を維持し、さらに対象を拡大すること。

- 7 0、大学と都の定例懇談会などで大学や学生の状況や要求を共有し、支援策など施策を強化す

ること。

71、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活の厳しい都内学生に対して、都として支援するため、給付金や食料支援を行うこと。

【12】教育条件等の整備・拡充

72、35人学級を都として前倒しで実施し、中学3年生まで広げること。さらに20人程度学級を計画的に実施すること。少人数指導は、習熟度別指導を条件とせず、1学級2展開を認めること。

73、特別支援教室は、指導期間を「原則1年、最大2年」と示したガイドラインを訂正し、必要な場合は途切れなく2年以上いられることを区市町村・学校に徹底すること。発達障害児の増加に見合った教員配置を行い、来年度から実施予定の12対1の配置基準は少なくとも現行の10対1のままとし、年度途中の子どもの増加分も教員を配置すること。

74、国が新設した特別支援学校の「設置基準」を満たしていない既存校は早急に解消を目指すこと。間仕切り教室や特別教室の転用を解消し、通学しやすく落ち着いた小規模な特別支援学校を、都有地や公有地などの土地を確保し、抜本的に増設すること。重複障害の子どもが全員在籍できるように重度・重複学級を大幅に増設すること。

75、特別支援学校の医療的ケア児の専用通学車両への看護師配置を拡大すること。事情により福祉タクシーでの通学を余儀なくされている児童・生徒に通学費を支給すること。都立高校等の人工呼吸器管理等の医療的ケアが必要な生徒への看護師配置を進めること。

76、不登校・いじめ対策を強化するため、不登校加配教員の充実、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーの常勤化、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めること。子どもを追いつめるような学校の在り方を改善し、行きたくなる学校づくりに力を注ぐこと。

77、小中学校の給食費補助を創設し無償化を目指すこと。都内全域での小中学校の自校調理の完全給食を推進するために区市町村への補助を行うこと。

78、私立高校生への都独自の学費負担軽減制度は、低所得世帯には授業料に加え施設費なども対象とすること。入学金の補助制度を創設すること。公私間格差是正のため私立学校経常費補助を拡充すること。

- 79、教員の「一年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。1人ひとりの仕事が所定労働時間内で終わるようにすることが基本であることを明確にし、少なくとも、月の残業時間45時間以下を早急に達成すること。教員の持ち時数をへらし、定数および配置基準を改善し、教員を大幅に増やすこと。
- 80、通信制高校のサポート校の実態調査を行い、15歳から18歳の子どもたちの教育保障のあり方を検討すること。不登校や引きこもり経験者などへの支援を行っている団体と連携を強化し、支援を検討すること。
- 81、小山台高校、立川高校の夜間定時制の今日的意義を重視し、存続させること。

【13】文化芸術・スポーツへの支援

- 82、コロナで打撃をうけている文化芸術にたいし、新たなイベントへの支援にとどまらず、「場」や「担い手」に対する支援を強化すること。施設や事務所などの固定費への支援や、アーティストやスタッフが定期的に行うPCR検査など感染防止対策への支援を行うこと。
- 83、都立美術館の18歳未満（高校生含む）の観覧料は無料、18歳以上26歳未満は半額とすること。高校生が美術館に親しむための「ウエルカムユース」を、可能な時期が来たらオンラインでなく対面で開催すること。
- 84、東京オリパラ大会は、大会経費をはじめとする様々な課題について適切であったかどうか検証し、都民に明らかにすること。組織委員会の所持する文書や記録は、法令や開催都市契約の定めのないものも含め、すべて適切に保存・継承し、後々まで検証できるようにすること。
- 85、大小にかかわらず都内で活動するスポーツ団体や、個人インストラクターなどへの活動経費を補助する支援事業を創設すること。事業継続に必要な会場費、感染防止対策などを支援すること。
- 86、障害者が地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、区市町村を支援し環境整備をすること。

【14】ジェンダー平等・人権擁護の推進

- 87、ジェンダーの視点を、あらゆる政策や施策の基本にすえる「ジェンダー主流化」や、男女別賃金格差をはじめとしたジェンダーギャップを「見える化」し事実に基づいて格差をなくしていくための「ジェンダー統計」を都政に位置づけ、実践すること。

- 88、痴漢・盗撮ゼロに向けた対策を男女平等参画推進総合計画に盛り込むとともに、実態調査を行うこと。
- 89、都営交通をはじめとする電車・駅での痴漢・盗撮対策強化、女性専用車両の増設などによりくむこと。
- 90、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を重視し、子どもたちが年齢・発達に即した科学的な「包括的性教育」を受けられるようにすること。公立私立学校や公共施設、駅などのトイレへの生理用品の配備をすすめること。
- 91、パートナーシップ制度を直ちに開始すること。ファミリーシップ制度もあわせて開始すること。パートナーシップ制度にふさわしく、都の事務事業や制度の改善を行うこと。
- 92、都立病院などと連携し、病院拠点型のセンターなどをはじめ、性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターを増設すること。

【15】気候変動対策を強化し、再生可能エネルギーへの転換をすすめる

- 93、「省エネ・再エネ東京仕様」を都営住宅を含む全都有施設に適用し、省エネ・再エネ化を新築・改築時だけでなく既存施設でも進めること。全庁的指針を作り、軽量パネルなども活用して、既存都有施設への太陽光パネル設置を進めること。
- 94、区市町村が公共施設に対して行う、省エネ設備・機器の導入や断熱化、太陽光パネル等の設置への財政的な支援を拡充すること。
- 95、電気供給事業者に対し、火力電源の抑制と再エネ電源の拡大について、2030年カーボンハーフ達成にふさわしい目標と計画策定を義務付けること。都のキャップ&トレード制度の対象となる大規模事業所に対し、一定割合の再エネ電力購入の義務付けを検討すること。再生可能エネルギーの利用拡大をすすめる中小規模事業所への支援を拡充すること。

【16】防災対策の抜本的強化

- 96、震災の被害想定見直しは、東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの教訓に学び、起こりうるあらゆるタイプの地震に伴う被害を数値に表せないものも含めて都民のくらしに即した想定を行い、震災対策を抜本的に強化すること。

- 97、木造住宅耐震化助成額を大幅に引き上げ、2000年より前に建てられた新耐震基準の住宅も補助の対象にするなど支援を抜本的に拡充すること。
- 98、住宅再建など、被災者生活支援の恒久的な都独自制度を制定すること。
- 99、避難者の尊厳を守る立場から1人あたりの面積、トイレの数などを定めた、避難所の国際基準（スフィア基準）にもとづいて避難所設置運営指針を改善し、避難所の増設・改善に取り組むこと。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシュアルマイノリティなど避難者の方々に配慮した対策をきめ細やかに行うこと。区市町村への支援を強化すること。
- 100、東部低地帯における風水害対策について、垂直避難に都有施設や民間施設の活用をすすめること。高規格堤防と一体の「高台まちづくり」の計画は見直すこと。都として「粘り強い堤防」の研究をすすめること。
- 101、浸水対策としての75mm施設整備対応は、環境負荷の大きい大型土木事業を増やすばかりでなく、浸水対策およびヒートアイランド対策としても有効な遮熱性舗装、保水性舗装、浸水性舗装のような雨水浸透策等の比重を抜本的に引き上げること。
- 102、残土処分場および盛土造成地の安全性の確認のためのいっせい調査を早急に完了すること。残土・盛土を規制する条例をつくり、法規制の抜本的強化を国に求めること。土砂災害警戒区域内にある避難所や要配慮者の24時間滞在型施設について安全対策の計画と具体化を急ぐこと。

【17】地域交通の整備、交通バリアフリーの推進

- 103、東京の総合的な交通政策の柱の一つにコミュニティバスを位置づけ、財政支援やシルバーパスを利用できるようにするなど、都の支援を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し、23区も財政支援を受けられるようにすること。
- 104、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」にもとづき都内すべての駅への可動式ホーム柵・ホームドアの設置を進めること。鉄道駅や車両内の、移動や情報提供などのバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を更に推進すること。要望のある所は複数ルートを設置を行うこと。

【18】多摩・島しょ地域振興、多摩格差の解消

- 105、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重す

ること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金など長期化する感染症対策の影響を踏まえた財政支援を行うこと。

106、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎への延伸を早期に実現すること。学生割引の割引率を拡大、学生の負担を軽減、また子どもへの運賃の割引きを行うこと。

107、多摩地域の小児医療、周産期医療を拡充し、不足がいちじるしい多摩地域のNICU増設を促進すること。

108、監察医制度を都内全域に拡大すること。

109、島しょ振興計画の実施にともなう必要な財政支援を充実すること。島外の通院や、その付き添いなどにかかる交通費・宿泊費の支援を行うこと。

【19】不要不急の事業・大型開発の見直し

110、カジノの検討は中止すること。

111、外かく環状道路計画は中止し、陥没・空洞事故の被害者に対して徹底した補償を行うこと。その際、事業者の決めた地盤補修範囲・補償対象地域に限定せず、工事完了区間も含め広範囲に事故や工事の影響を調査し、補償対象に含めること。工事による騒音・振動、低周波音と家屋被害・健康被害の因果関係を徹底究明すること。

112、耐え難い騒音、落下物事故、墜落事故などの危険が避けられない羽田新飛行ルートの中止を国に求めること。新飛行ルートによる騒音、落下物について、地元区・住民と連携して詳細に調査すること。

113、臨海地域全体の巨大開発計画となる東京ベイまちづくり戦略はやめること。築地まちづくりは大手開発事業者主導の計画を撤回し、あらためて住民、築地市場や場外関係者、専門家から広く意見を聞き、都心の貴重な大規模都有地にふさわしく、都の責任で方針を作成すること。

114、住民合意なく都市計画公園の計画線を変え、風致地区や文教地区の建築規制を無視して神宮外苑に超高層ビルやホテルを建設し、一方で多数のスポーツ施設を廃止する神宮外苑地区計画を中止すること。

【20】オスプレイ撤去・米軍基地返還・平和の推進

- 115、今年半年で3回緊急着陸をくりかえすなど欠陥機であり、騒音など重大な被害を周辺住民に与えているCV22オスプレイの撤去と特殊作戦部隊の撤退を国と米軍に強く求めること。オスプレイはじめパラシュート訓練など危険な訓練をやめるよう強く要請すること。
- 116、米軍ヘリの都心低空飛行について米軍に強く抗議し、中止をもとめること。
- 117、府中基地に続き、横田基地、赤坂プレスセンター、多摩サービス補助施設など都内7カ所の米軍基地の整理・縮小・返還を国と米軍に強く求めること。
- 118、すでに核兵器禁止条約の署名は86か国、批准は58か国・地域（21年12月16日現在）にのぼる。日本は唯一の戦争被爆国として署名・批准をするよう国に求めること。また、都として「非核平和都市宣言」を行い平和を世界に発信すること。
- 119、「東京都平和の日」条例、「東京都民平和アピール」は、東京都が平和行政を進めていくうえでの土台である。戦災犠牲者はじめ遺族、関係者などの悲願であり、76年前の戦争の惨禍を後世に伝える「東京都平和祈念館（仮称）」建設に踏み出すこと。すぐに着手できることの一つとして証言ビデオの公開のため、最大限の努力をすること。

以 上